

# 川崎市立井田病院職員研修委員会運営要領

平成19年4月1日

19川井病庶第291号

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市立井田病院院内委員会要綱により、川崎市立井田病院（以下「本院」という。）における医療の質向上のために、職員の教育研修の企画、実施、評価、推進を図ることを目的として設置する川崎市立井田病院職員研修委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、委員会が企画する教育研修に関して調査審議し、企画、実施、評価を行う。また、本院の各部門で主催される院内研修の実施に関しても、必要に応じて共催する。

(庶務)

第3条 委員会の庶務は、本院事務局庶務課において処理する。

(委任)

第4条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。